

臼杵市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所有者不明猫（飼い主のいない猫に限る。以下同じ。）の繁殖の抑制及び地域住民の良好な生活環境の保持のため、おおいた動物愛護センターで実施する不妊去勢手術（以下「動物愛護センター拠点型手術」という。）に関する手続きに必要な事項等を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 活動団体 地域において所有者不明猫を適正に管理する活動を行うために臼杵市内で活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たし、臼杵市の登録を受けたものをいう。

ア 所有者不明猫の減少を図り、住民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。

イ 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。

ウ アまたはイに掲げる目的のため、次に掲げる活動を行うこと。

（ア）所有者不明猫の繁殖抑制を図るため、所有者不明猫の手術を推進する活動

（イ）所有者不明猫の適正な管理のための活動

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための活動

エ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

(手術登録団体)

第3条 この要領による地域活動団体は手術登録団体とする。

(登録申請)

第4条 地域活動団体として登録を受けようとするものは、登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、当該申請をした者に登録可否決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

3 市長は、前項の規程により登録することに決定したときは、活動団体名等の必要事項を台帳に登録する。

4 市長は、前項の規程により登録した地域活動団体に登録証（様式第3号）を交付する。

5 登録証の交付を受けた地域活動団体は、その活動の際、登録証を携帯し、地域住民の請求があったときは、これを揭示しなければならない。

(変更の届出)

- 第5条 地域活動団体は、前条第1項に規定する申請の事項に変更があったときは、登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認の上、活動団体名等の変更事項を台帳に登録する。
- 3 市長は、前項の規程により変更登録した地域活動団体に登録証を交付する。

(登録の廃止)

- 第6条 地域活動団体は、第4条第3項の規程による登録を廃止するときは、登録廃止届（様式第5号）を提出すること。なお、管理している猫が全て死亡、または他の団体への管理承継及び登録廃止後も管理を継続しなければ登録を廃止することは出来ない。

(登録の取り消し)

- 第7条 市長は、地域活動団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を登録取消通知書（様式第6号）により地域活動団体に通知するものとする。
- (1) 第2条第1号に規定する要件を満たさないとき
- (2) その他市長が登録が適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定する通知を受けた地域活動団体は、速やかに交付を受けた登録証を返還し、新たな管理者を見つけなければならない。

(登録証の紛失届及び再交付申請)

- 第8条 地域活動団体が、登録証を紛失したときは、速やかに登録証紛失届兼再交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

(手術の申請・決定)

- 第9条 地域活動団体または区長は手術の申請を行うことができるものとし、手術を希望する場合は手術申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。なお、市長が認める場合は、職員が申請することができる。
- 2 申請者は申請を行う猫が所有者不明猫であることを地域住民に確認しなければならない。
- 3 市長は手術要望書（様式第9号）提出にあたり、所有者不明猫であることについて周知および区長への確認をしなければならない。ただし、市長が認める場合にはこの限りではない。
- 4 市長は申請頭数を取りまとめ、おおいた動物愛護センターに要望書（様式第9号）を提出しなければならない。
- 5 動物愛護センターは手術可能頭数報告書を市長に提出すること。市長は手術可能頭数報告書をもとに調整し、手術可能団体を決定し、通知書（様式第10号）により通知するとともに管理札（様式第11号）を配布するものとする。

(記録簿の作成)

第10条 市長は、手術実施日までに捕獲年月日、センターへの運搬方法、手術後の運搬方法等の必要事項を記入した手術記録簿により、動物愛護センターに報告しなければならない。

(運搬方法)

第11条 手術の申請者は、当該猫の運搬容器に管理札を付け、決められた時間に動物愛護センター又は決められた場所に猫を運搬しなければならない。また、手術後の運搬も同様とする。

(手術の実施)

第12条 手術は無料で動物愛護センターが実施するものとする。

2 動物愛護センターは手術を実施した際には、手術日等の必要事項を記入し、市長に報告するものとする。